

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和4年11月21日（月）16:05～16:46
- 2 場所 永田町合同庁舎1階108会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- |      |       |   |
|------|-------|---|
| 座長   | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授                                      |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策<br>研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員   | 堀 天子  | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士                            |
| 委員   | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授                                    |

#### <省庁>

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 入江 晃史 | 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課企画官 |
|-------|-----------------------|

#### <提案者>

- |       |  |
|-------|--|
| 仲田 博  | 大阪府スマートシティ戦略部次長                            |
| 宮田 昌  | 大阪府スマートシティ戦略部特区推進課長                        |
| 森山 文子 | 大阪市デジタル統括室スマートシティ推進担当部長                    |
| 梅田 昌彦 | 大阪市デジタル統括室スマートシティ推進担当課長                    |
| 折原 真子 | 大阪市経済戦略局立地交流推進部長                           |
| 上野 能宏 | 大阪市経済戦略局特区担当課長                             |
| 福本 真人 | 大阪都市計画局拠点開発室副理事                            |
| 岩本 典子 | 大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課長                       |
| 中村 光則 | 大阪府・大阪市連携事業者（阪神電気鉄道株式会社情報・<br>通信統括部課長）     |
| 川瀬 博基 | 大阪府・大阪市連携事業者（阪急阪神不動産株式会社うめ<br>きた事業部グループ長）  |
| 内田 健弥 | 大阪府・大阪市連携事業者（三菱地所株式会社関西支店う<br>めきた開発推進室副主事） |

#### <事務局>

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 淡野 博久  | 内閣府地方創生推進事務局長   |
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長  |
| 三浦 聡   | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡   | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

(議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 ローカル5Gの広域利用
  - 3 閉会
- 

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「ローカル5Gの広域利用」で、総務省、大阪府・大阪市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、総務省、大阪府・大阪市から御提出いただいております。公開予定でございます。本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、総務省から5分程度御説明いただき、次に、大阪府・大阪市から5分程度で御説明いただきます。その上で、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 本日は、お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

これから「ローカル5Gの広域利用」に関する国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを始めたいと思います。

それでは、早速、総務省から御説明をお願いいたします。

○入江企画官 総務省移動通信課の入江でございます。

資料に基づいて、御説明させていただきます。「大阪府・大阪市のご見解・ご要望に対する総務省の考え方」という資料を御用意させていただいております。

この資料の説明に入る前に、まず、現状を御説明させていただきます。10月21日、情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会ローカル5G検討作業班の第19回が開催されまして、11月7日、親会に当たります新世代モバイル通信システム委員会においてローカル5G検討作業班による報告がなされまして、現在、報告書案がパブリックコメントにかけております。締切りは、12月12日となっております。ローカル5G検討作業班で議論されておりました広域的利用という概念は、後ほど御説明しますが、共同利用という形で精緻化されまして、広域的に利用したい側と自分の土地で使いたい側との両立、バランスが取られまして、まだ案の段階ですが、報告書案に盛り込まれております。この案が承認されまして、情報通信審議会から今後その答申をいただければの話ではありますけれども、総務省といたしましては、速やかに制度化を検討していきたいと考えてございます。

資料に入らせていただきます。

2ページ目と3ページ目に、共同利用の制度の話がございます。色々と書いてございま

すが、共同利用は、複数の利用者が集まってローカル5Gを利用することが可能となるように、共同利用区域というエリアを構築しまして、自己土地とみなされるエリアを必要最小限に拡張しつつ、当該エリアでの利用者へのサービスを保護しようという考え方になります。2ページ目の資料の下のほうに、「共同利用のイメージ」と書きましたけれども、赤い太線で囲まれたところが共同利用区域です。ここが、自己土地相当ということで安定的に保護されるエリアとなっております。

3ページを御覧になっていただくと、共同利用に求められる一定の条件として、色々な条件が記載されております。今後、制度化するときこういった条件を制度に織り込んでいくということなのですが、これは御参考までということで、ここでは説明を省略させていただきます。

これまで、大阪府・大阪市の御提案についてお聞きして、今回用意させていただいた資料に総務省としてのコメントを4ページ以降で記載させていただいております。これから総務省の考え方を御説明させていただきますが、補足コメントをさせていただければと思っております。

今後、議論になるかもしれませんが、自己土地をはみ出す電波も含めまして、面的に優先権を持つという考え方、大阪府・大阪市の御提案されている再開発のエリアにおいて先にどなたかがお使いになられた場合、そもそもの大阪府・大阪市の自己土地であってもローカル5Gをお使いいただくことができなくなってしまうことがあると考えております。ローカル5Gは、自らが行いたいことを自分の土地あるいは建物で行うということで、自己土地原則と呼ばれることもありますが、お互いの利用する場所をすみ分けながら電波を共用していこうという考え方が成り立つ制度でございます。電波が他者土地にはみ出ること自体は現行制度上も否定されておりましたが、お使いいただく場所ごとに近隣の皆様と調整をしながら仲よく周波数を使っていこうという制度になってございます。

4ページ目、総論的な考え方を書かせていただきました。今私が申し上げたことと同じことなのですが、もう一度この資料に沿って御説明させていただきます。ローカル5Gは、同一の周波数を複数の免許人で共用するために、自己土地利用が原則になります。2番に行きますが、ただし、たとえ他者土地に電波が漏れ出る場合でも、適切に地権者からの合意を取得することにより、ローカル5Gを活用することは、現行制度においても可能です。具体的にどうすればいいかということ、①から③までに記載させていただきました。続いて3番ですが、事業継続性についても、現行制度上、他者土地に電波が漏れ出る場合でも、その土地の地権者と合意すれば、免許及び運用の継続が可能でございます。4番ですが、まだ案でございますけれども、今回ローカル5G検討作業班で取りまとめた「共同利用」の考え方では、先ほど申し上げましたとおり、「共同利用区域」という自己土地相当のエリアを設定することによって、より安定的なサービス提供を行うことが可能となります。現行制度上も、隣で使っている方々と調整すれば可能ですが、「共同利用区域」を設定すれば、より安定的にサービス提供ができることとなります。

周波数分割の話に行かせていただければと思います。確かに、大阪府・大阪市が御指摘の周波数分割について、報告書案に記述はございます。「自営用途と面的な利用用途で屋外利用可能な周波数帯域を分割することも考えられるが」という記載が、今の報告書案にはございます。これは、私どもとしては、関係者間でよく調整して周波数を分割することは現行制度上可能であるという意味もあると考えております。報告書案では、自己土地をはみ出す部分も安定的に利用できるかどうかということは引き続き検討することになってございますが、広域的な、面的な利用によって、ローカル5Gを利用されたい人が自分たちの土地でローカル5Gが使えなくなるのではないかと懸念を示される構成員の方もかなりいらっしゃるもので、まずは、そもそもの必要性から時間をかけて議論をされていくものと考えております。色々な使い方がローカル5Gでは想定されておりますけれども、周波数分割をするのは、それぞれが行いたいローカル5Gの利用形態が様々であることから考えますと、その関係当事者間でしっかりと調整をしていただくことが必要不可欠になるのではないかと考えております。繰り返しになってしまうのですが、前回のワーキンググループヒアリングでも議論がございました両立のためには、お互いをよく知らないといけないのではないかと考えております。ローカル5Gに割り当てられている電波は、共用が前提の周波数帯になってございます。これは、お互いによく知らないとそもそも使えない周波数帯だということなので、私どもの見解としては、5ページ以降、個別の御意見、御見解、御要望に関して、総務省の考え方をなるべく分かりやすく記載させていただいたと認識しておりますが、総論の考え方にのっとなって、個別の御見解、御要望に関して、総務省の考え方を記載させていただいております。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。

○中川座長 ありがとうございます。

引き続きまして、大阪府・大阪市から御説明をお願いしたいと思います。

○岩本課長 大阪府・大阪市都市計画局広域拠点開発課の岩本でございます。

本日、これまでのヒアリングに引き続きまして、うめきた2期開発事業者様と総務省の検討体制にも入っておられ、今回御協力いただいている、阪神電気鉄道株式会社様にも御参加いただいております。よろしく願いいたします。

まず、初めに、このたび、総務省におかれましては、ローカル5Gの御検討の中で、私ども大阪府・大阪市の提案につきまして、色々と前向きな御検討をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日の資料の中で総務省から考え方をお示しいただきまして、ありがとうございました。

私どもの資料についております意見も総務省の資料に受け込みで入れていただいておりますので、先ほど御説明のありました総務省提出資料の4ページ、「大阪府・大阪市の御見解・ご要望とそれに対する総務省の考え方 総論」を見ながら、私どもの意見をお伝えさせていただけたらと思っております。

まず、全体としましては、現行制度や今回新たに示していただいた共同利用が活用でき

るのかどうかという点については、継続して、うめきた2期におけるユースケースの具体化を深めさせていただきたいと考えております。一方で、現行制度などをベースとした場合、事業者間ではなかなか調整が困難なことが想像されるとともに、屋外空間において電波の漏れを防ぐことは一定の限界もあるのかなと認識しているところでございます。この間、お伝えしているように、うめきた2期における事業性も含めての検討はまだこれからとなっておりますので、いずれにしましても、今回新たにお示しいただいた共同利用の活用事例なども勉強させていただきながら、引き続き、自己土地と広域もしくは共同利用が共存できるような仕組みの実現に向けまして、総務省とも御相談しながら進めさせていただければと考えております。

全体としては、以上でございます。

また、個別の御意見、1から4に対する考え方を補足させていただきます。

まず、1点目につきましては、うめきた2期におけるユースケースの具体化を深める中で、引き続き御指摘のような点は検討してまいりたいと思っております。なお、都心部の公園などのオープンエリアを今回はエリアとして考えておりますが、オープンエリアの場合はどうしても他者土地に容易に電波が漏れるという状況もございますので、自己土地に収めるやり方については一定の限界があるのかなと考えているところでございます。

次に、2点目、3点目でお示しいただいた点につきましては、今回、50MHzに分割することについて現行制度においてもできるという旨を改めてお示しいただきまして、ありがとうございました。私どもの理解では現在の基準ではそこまで明記されていないところもあるかと思っておりますので、今回お示しいただいたような②の「地権者と、50MHz幅ずつ周波数を分割する旨の合意を得る」ことで現行制度でも可能だという考え方をガイドライン等に明記していただければ、後発の自己土地希望者が出てきた際の事業者間の干渉調整がやりやすくなるのではないかと考えてございます。一方で、なかなか当事者同士の調整には限界があるということも課題であるのではないかと考えております。

最後の4点目でございますが、これは先ほどの総括的な意見ともかぶりますが、まずは、新たに示していただきました共同利用が活用できるのかどうかというところは、継続して2期の中でのユースケースの具体化を深めさせていただきながら御議論させていただきたいと思っております。ただ、干渉調整の問題や事業継続性というところも一定の課題だと思っておりますので、先ほどおっしゃっていただいたように、ローカル5Gの形態としては色々なやり方があって、関係者間で議論することも重要だと、御指摘いただいたとおりに思いますので、引き続き御相談しながら進めていければと思っております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から、御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

それでは、私から総務省に御質問させていただきたいと思っております。

今回、当事者間の合意があれば周波数を分割することが可能である、現行制度でもできるというお話が出て、それは一定の前進をいただいたものと思っております。大阪府・市からお話がありましたように、必ずしもそういうことができるということが明らかな形で示されているわけではありませんので、それは何らかの形で外にお示しいただければと思っております。

2点目ですが、当事者間で合意が取れている場合については、その合意がどのような形で担保されるのか。要は、当事者同士の契約がベースになるのかとは思っていますが、もしもその契約に違反する、あるいはその合意を翻すようなことがあれば、それはどのような形で調整されるべきものと総務省はお考えになっていらっしゃるのでしょうかということが、2点目です。

総務省から、例えば、共同利用区域に関する設定をすることをお話しいただいて、あるいは、検討の過程で周波数を分割することについて課題として上がっているというお話を今回はいただいたわけです。それは必ずしも当事者同士で合意がなくても周波数帯を分割することもおそらく含んでいることかと私は考えているのですが、そういう理解でよろしいでしょうかということと、その御検討のスケジュールについてお話しいただければと思っております。

お願いいたします。

○入江企画官 順番にお答えさせていただければと思います。

まず、質問の1点目が、周波数を分割することができるという点を対外的にお話しすればいいではないかというお話ですが、実は周波数を分割するという議論は今回の件以外で聞いたことがありません。皆さん、100MHzを使いたいという方がすごく多いのです。総務省で、ローカル5Gの開発実証をやらせていただいて、全国で色々なユースケースの掘り起こしをしているのですけれども、その申請のほとんどが100MHzで使いたいという話でございます。色々なことやりたいといったことで、申請者の方々から、皆さん、100MHz幅で使いたいということを伺っております。私はよく対外的に講演をする機会があるのですが、周波数分割という議論をしてもいいと思うのですが、今のところ、あまり需要が私たちの耳には届いてこないですし、実際に開発実証という形で実証申請をいただいているところで100MHz幅以外の申請はあまり聞かないという状況ではあります。ただ、いずれにしましても、現行制度上、周波数分割はできますので、何らかの方法で総務省から御説明することは全く問題がないと考えております。

2点目に関しましては、それは民民間の話ですので、総務省として民民間の契約に介入するといったことは、制度上、予定されてございません。民民間の責任になります。

○中川座長 裁判を起こしてという話ですね。

○入江企画官 はい。

○中川座長 分かりました。

○入江企画官 三つ目が、共同利用区域。

○中川座長　そうですね。共同利用区域とか、議論の過程で当事者間の合意がなくても分割を検討すべきだというお話が示されたのかなと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○入江企画官　そういった考え方がローカル5G作業班で示されたわけではございません。ローカル5G検討作業班の中で、用意させていただいた資料の8ページ目に、ローカル5G検討作業班の構成員の御発言を議事要旨という形で抜粋させていただいているのですが、最初の令和4年2月18日の議事要旨で、中村構成員から分割はあり得るのではないかという発言があったということでございまして、ローカル5G検討作業班でこれに関してそれ以上の議論は行われませんでした。ただ、占有することができるという正当性も含めて、安定的に占有電波として使いたいということは継続検討となつてございまして、自己土地にとられず幅広く面的に押さえる在り方はどうなのかということは、色々な方々の見解があるところですから、その必要性も含めて、今後、しっかり時間をかけて検討していこうという議論ではございました。

○中川座長　大阪府・大阪市からの要望として、同意がある場合に分割ができるということは分かったけれども、安定的な同意を取ること自体が難しい場合があるので、そういう御要望があるということは多分今回で示されていると思うのですが、これについては、共同利用区域の中で解決できる問題でしょうか。それとも、継続検討とされた、今総務省からお答えいただいたような検討プロセスの中で、明らかになってくるものでしょうか。

○入江企画官　共同利用制度は利用できると思っております。総務省提出資料の2ページ目を御覧ください。これはイメージ図なので現実とは違いますが、共同利用区域を設定するための下の絵を御覧ください。この場合、円の中に、商業施設、工場A、工場B、工場Cとございます。自己土地として使っているよと工場A～Cと商業施設の同意が取れば、この共同利用区域が設定できます。今、この絵では「林」と書いてありますけれども、この林に誰か自己土地の人がいても、もはや共同利用区域内ですので、この林というか、この緑色の部分の所有者が合意していなくても、この共同利用は設定できます。そういう意味では、林の所有者と調整をする必要はございません。ただ、自己土地で利用するという制度ですので、調整を全くしないで専有的に使いたいということ、調整も全くしないで自分の土地ではない土地も含めて利用することは、ローカル5Gの制度趣旨に反すると考えておりますが、一定の場合、この共同利用区域を設定できれば、この共同利用区域内では自己土地相当として利用できるという点では、調整の手間は一部緩和されると考えてございます。

○中川座長　分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

本間委員、お願いします。

○本間委員　まず、大阪府・大阪市に質問です。総務省から、「要望として100MHzのほうが多い」、「50MHzで分割するというものはなかなか上がってこなかった」ということです

が、大阪府・大阪市の目的と言いますか、それを達成するために50MHzでの分割ということではよろしいのかどうか、これが実現されればかなり目的を達成することができると考えているのかどうかということが1点です。

2点目は総務省に対してで、合意に関しては民民の話ですから勝手にやれよというお話だったのですが、これは、イニシエーションというか、初期の時期の話でもあるので、かなり試行錯誤のプロセスが必要だと思います。ガイドラインがほしいという大阪府・大阪市の御要望もありましたが、そのあたりも協力していただいて、合意したときに、それに遺漏がないような形のガイドラインというか、モデルというか、そういう合意の仕方あるいは契約の仕方を提示する必要があるのではないかという気がします。例えば、一旦合意した地権者が一定期間後に合意を取り下げてしまってなかなかうまく行かないといったことも考えられるわけで、そうしたケースを防ぐためにも、その合意の部分に対して何らかの指導なりガイドラインが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川座長 大阪府・大阪市の50MHzで大丈夫かというお問い合わせがありましたが、それはよろしいですか。

○岩本課長 大阪都市計画局の岩本でございます。

先ほど総務省から御説明がありましたが、100MHzとしての要望のほうが多いという部分は、私どもも網羅的に事業者を確認をしておりますので、そこはどちらが多いのかということとは分かりませんが、今回、うめきた2期でということ考えた場合に、屋外の公園空間での利用を想定しておりますので、どうしても他者との干渉が出てくることから、周波数帯を分けるという考え方が抜本的な解決にはいいのではないかとということで御提案させていただいております。また、ユースケースでそれで問題がないのかという部分は、前回のヒアリングの資料の中で一定のお示しはさせていただいて、外ワークやロボットという事例で説明させていただきましたが、まだ事業性も含めてユースケースの具体化は私どももこれからというところがございます。冒頭も申し上げましたとおり、総務省でお示しいただいた共同利用の可能性も含めて、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○中川座長 それでは、総務省から、本間委員からのガイドラインの中での合意の取扱いや内容について何らかのお考えをお示しいただけないかということについて、お願いします。

○入江企画官 総務省でございます。

結論から言うと、かなり難しいのではないかと考えてございます。民民間の契約なので、それぞれ、色々なパターンがあると想定されます。例えば、今回は50・50と言っていましたけれども、50MHzで使いたい側は50MHzでいいという話になるかと思うのですが、50MHzで使いたくない側もいるので、前もってどういう合意をするべきかということ国側が一律に示すことができるかどうかということは難しいのではないかと考えています。民民間の契約で仮に反故にされたといった場合に、我々総務省としてその履行を強制する権限は



ございませんので、民民間の契約に、国が、一定程度、容喙するというか、くちばしを挟むことは難しいのではないかと考えています。

私の考え方としては、今申し上げたこととなります。

○中川座長 分かりました。

本間委員、いかがでしょうか。

○本間委員 やむを得ないというか、おそらくそれはおっしゃるとおりだと思うのですが、実際にこうしろということではなくて、こういうケースもあるといった、何らかの相談窓口みたいなものが一定期間あれば望ましいのかなと思います。

これは要望です。そういうことができれば、よろしく願います。

○中川座長 総務省、お願いします。

○入江企画官 例えば、大阪のエリアでいうと、近畿総合通信局という総務省の外局がございまして、免許実務をやっているところになります。色々な相談は近畿総合通信局でできると考えております。もちろん、現行の制度上で、色々なアドバイス、こうやったほうがいいのではないかというアドバイスはさせていただけるとは考えてございます。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 今回のケースを考えた場合に、3点お伺いします。

1点目が、うめきた2期の場合については、どうしても都心部であって、色々な建物がああり、屋内であればこの地域に限定してということがある程度言える場合もあるのだと思いますが、特に地域を限定するのが難しい地域ではないかと思ひます。この地域に限ってできるという見方がそう簡単にできるのだろうかということには、難しい点が残るのではないかと思ひます。どうしてもカバーエリアの調整が困難な部分が出てくるのではないかと思われるのですが、この点については、総務省としてどのように見られるかということをお教えいただきたいです。

2点目は、中川座長も先ほどおっしゃられましたが、まず、分割の合意ができることについては、今の解釈でもできるということではあります。一つの手法を、新たにオプションを示していただいたので、それは前向きに御検討いただひいて、感謝を申し上げたいと思ひます。しかし、こういった場合に、合意ベースで合意が取下げとなったときに、結局、事業の安定性をどうしても保てない可能性も出てくるのではないかと思ひます。撤回不可のような契約を結ぶとしても、特にそれは干渉しないということでしたら別ですが、そういう契約で行うことにするのかという評価もあろうと思ひますので、このあたりの合意に委ねることについてどう評価するのかをお伺ひたいと思ひます。

最後に3点目としては、繰り返すにはなりますが、先程までの問題点などもどうしてもあるのかなと思ひますが、一方でこれは全国的にという必要はないと思ひます。全国的にはニーズはどちらが多いという議論はあるのだと思ひますが、あくまでも、今回は一部の地域について、今回のスーパーシティという部分の特殊性も考慮して検討していただく

こともあると思います。一定の地域において分割をできるようにしていただくという形にしないと、先ほど申し上げた二つの論点もあるのかなと思いますので、難しい部分もあるのかなと思うのですが、このようにお考えになりますでしょうか。

以上、三つでございます。

○中川座長 総務省、お願いします。

○入江企画官 まとめての回答になってしまうかもしれないのですが、もし足りなかったらまた御指摘いただければと思います。

私どもとしては、まだ大阪府・大阪市の方々はユースケースを検討中ということなので、確定的な判断は示せないですが、まずは、現行制度上で、特にその電波を飛ばす基地局と言われているものをどう置くかということで、ユースケースによっては、それで解決できる、自己土地内で解決できるものがあると思います。電波は当然その自己土地内だけではなくて飛ぶ場合もあるではないかという話で、その場合であっても、結局、基地局を置く場所にもよると思うのですが、他者土地にその電波が届く範囲を限定的にし、なるべく調整を少なくすることが可能ではないかと思っております。

3点目が、今回、まだ制度化はされておられませんけれども、共同利用制度がもし御承認いただければ、うめきた地区は三角形の形をしていて、実際の地権者を私が把握しているわけではないのですが、その頂点のところの自己土地の人を巻き込んで共同利用区域というものを設定していただければ、うめきたのエリアは安定的に利用できると考えております。いずれにせよ、うまく都市部で利用できるかどうかということはその基地局の置局の在り方にも関わってくると思いますので、この点で、近畿総合通信局と先ほどは申し上げましたが、我々としては、色々な相談を受け付ける体制ではございますので、アドバイス等を可能な限りできればと思っております。共同利用が認められれば、大阪府・大阪府でもしやりたいことがあれば、その新しい制度を使うことによって、なるべく地権者との交渉を少なくした形で利用できるのではないかと、現時点では思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

共同利用方式も含めて、工夫いただいていることは重々分かります。一方で、どうしても大阪府・大阪市の御提案が明確でないとな何をすべきか分からないこともあるとは思いますが、大阪府・大阪府が元々おっしゃられたことにこだわるべきなのかはよく検討が必要だと思います。もちろん今ある手法でできることもある一方で、そこには制限もあると思うので、制限を超えるような提案に本当になっているかを検証しながらではあると思えます。大阪府・大阪府でも継続的に早めに整理を進めていただきたいと要望させていただきたいと思いますが、総務省のほうでも、継続的に、その状況も見ながらにはなると思いますが、検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

皆さんから積極的な議論をいただきまして、ありがとうございます。

まず、現行制度でも合意ベースで可能だということについては、必ずしもみんながそういうことを共通認識として持っている状況にはないと思いますので、総務省でそういうことが可能であると何らかの形でお示しいただくことをお考えいただければと思います。その際に、おっしゃるとおり、ケースによって、合意と違うことが出てきた場合にどのような対応が必要なのかということは、事前に明示的に示すことは難しいとは思っているのですが、先ほどおっしゃっていただいたように、相談体制なども少し充実していただければ、そういうことも御検討いただければと思います。

ただ、大阪府・大阪市よりおっしゃっていただいたように、合意ベースでは安定的な活用がなかなか困難だという点もありますので、総務省で御提示いただいた共同利用区域について、落合委員からもありましたけれども、大阪府・大阪市でユースケースを詰めていただいて、それとのすり合わせを早急に進めていただければと思います。その中で、もしその共同利用区域で解決し切れないということがあれば、再度またこのワーキングなどでどういう対応が必要なのかということの特区として考えていくことが必要になってくるのではないかと思います。

そのような形で、大阪府・大阪市、総務省の調整を継続して取り組んでいただければと思っております。

皆様から、御発言を求める方はいらっしゃるでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして、「ローカル5Gの広域利用」についての国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを終了したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。